規格の名称の修正提案（**JIS Z 8301**:2019対応）

2020.7.15光協会

**1　JISの規格の名称の規定**

**JIS Z 8301**での，規格の名称のルールは次のとおり。

a)　規格の名称：

（前置き要素－）主要素（－補完要素）

b)　部編成の場合の規格の名称：

（前置き要素－）主要素－第X部：補完要素

c)　IEC規格を基礎とする部編成の場合で，部を更に主部と副部とに区分けするときの規格の名称：

（前置き要素－）主要素－第X-Y部：補完要素の主部－補完要素の副部

注）**JIS Z 8301**:2011では，a)及びb)は上記のとおり，c)は通常行わない（9999-1-2と区分しない：**JIS Z 8301**:2011の**5.2.1.1**）ことになっていた。

各要素に課せられる条件は次のとおり。

・部編成の場合（上記b）及びc)の場合），一つの規格群で“（前置き要素－）主要素”は同じとする。

・IEC規格を基礎とする場合で，部を更に主部と副部とに区分けするとき（上記c)の場合）には，補完要素の主部に対応する名称は，同一の部で同じとすることが望ましい。（**JIS Z 8301**:2019の**11.4.1**）

・なお，規格の名称に要素の区分け，主部と副部との区分け以外に全角ハイフン“－”を用いている場合，“括弧”に置き換えるのが望ましいと考えられる。（**JIS Z 8301**:2019で括弧の用法に修正が加えられたため。この資料の附録参照。）

**2　各標準化部会への提案**

ファイバオプティクス標準化部会決定事項：

・各標準化部会にて審議いただく。

・上記**1**を適用する上で規格の名称の修正が必要と各標準化部会で判断された場合，次のように実施。

・当該JISの制定及び改正の機会に行う。

・規格群ごとに一斉に規格の名称が統一されるわけではないので，JIS利用者に分かりやすいように，まえがき，解説などに表記を検討。（JSAとの調整も必要。）

**3　規格群ごとの課題詳細**

子番号までの規格群のほとんどは大きな問題はありません。孫番号までもつ規格群ごとの課題を次に列記します。

**●光コネクタ**

**・JIS C 5964**規格群（資料3-2-4）

前置き要素－主要素：

**JIS C 5965**規格群にそろえて「前置き要素」を追加したほうが良いかも。部会で検討いただきたい。

**・JIS C 5965**規格群（資料3-2-1）

前置き要素－主要素：統一途中

補完要素の主部：次を提案する。部会で検討いただきたい。

・JIS C 5965-2：シングルモードPC端面光ファイバの接続パラメータ

・JIS C 5965-3：シングルモードPC端面光ファイバコネクタのパラメータ

**●光コネクタ及び光受動部品**

**・JIS C** 61300規格群（資料3-2-2）

前置き要素－主要素：統一済

補完要素の主部：次を提案する。部会で検討いただきたい。

・JIS C 61300-2：試験

・JIS C 61300-3：検査及び測定

**●光増幅器**

**・JIS C** 6121規格群（資料3-2-4）

前置き要素－主要素：統一済

補完要素：**JIS C** 6121の規格番号を**JIS C** 6121-1とし，補完要素の頭に“第1部”を追記しないで**JIS C** 6121規格群の一部と呼べるのか。JSAに確認する。

**・JIS C** 6122規格群（資料3-2-4）

前置き要素－主要素：統一途中

補完要素の主部：統一済

**●光ファイバ**

**・JIS C** 6870規格群（資料3-2-4）

前置き要素－主要素：統一済

補完要素の主部：統一済

対応国際規格群の一部にルール逸脱（拡大解釈）があり，JIS名称とIEC規格の名称とは完全一致ではない

**●光サブシステム**

**・JIS C** 61280規格群（資料3-2-3）

主要素：統一済

補完要素の頭の“第X-Y部”：統一途中

補完要素の主部：次の追加を提案するが不要かもしれない。部会で検討いただきたい。

・JIS C 61280-2：デジタルシステム

**・JIS C** 61281規格（群?）（資料3-2-3）

規格番号が子番号を持つためには，（将来）複数規格の部編成とする意思があることが原則。現在**JIS C** 61281規格（群?）は**JIS C** 61281-1の1規格だけだが，部会の意思とJSA運用ルールの確認が必要。

補完要素の頭の“第X部”：上記を確認し，改正時に適用

**（附録）**

●“補完要素の主部に対応する名称は，同一の部で同じとすることが望ましい。”の詳細（**JIS Z 8301**:2019及び**ISO/IEC Directives Part 2**:2018抜粋：赤字はJISとISO/IECとの相違点。）

（**JIS Z 8301**:2019抜粋）

6.3 部編成の区分けの方法

部は，通常，更に区分けしない。ただし，IEC規格の付番方法に倣って，2段階まで区分けしてもよい。

例5 XXXX-1-1，XXXX-1-2

部の名称の付け方は，箇条11による。

11.4.1 名称の区分け

規格の名称は，できるだけ短い要素に区分けして構成し，次に示す前置き要素から主要素，補完要素へとハイフン“－”で分けて順に続けることが望ましい（例1参照）。

対応国際規格を基礎とする場合で，部を更に主部と副部とに区分けするときには，補完要素の主部に対応する名称は，同一の部で同じとすることが望ましい。

例3 JIS C 61000-3-2　電磁両立性－第3-2部：限度値－高調波電流発生限度値（1相当たりの入力電流が20 A以下の機器）  
JIS C 61000-4-2　電磁両立性－第4-2部：試験及び測定技術－静電気放電イミュニティ試験  
JIS C 61000-4-3　電磁両立性－第4-3部：試験及び測定技術－放射無線周波電磁界イミュニティ試験

（**ISO/IEC Directives Part 2**:2018抜粋）

**11.4 Numbering and subdivision**

When a document is divided into subparts (in the IEC), the parts within each subseries shall have the same subseries title.

●括弧の用い方の変遷（JIS抜粋：変更点を青字で示す）

（**JIS Z 8301**:2019の場合）

H.4.7 括弧

括弧は，括弧の前に記載した事項に対する条件，選択，限定，補足などを表す場合に用いてもよい。

（**JIS Z 8301**:2008の場合）

H.4.7 括弧

括弧は，丸括弧“（　）”及び角括弧“［　］”とし，補足，注解などに用いる。

以上